

法改正による傷病手当金の変更点について

令和4年1月1日より、傷病手当金の支給期間の考え方が変わります。

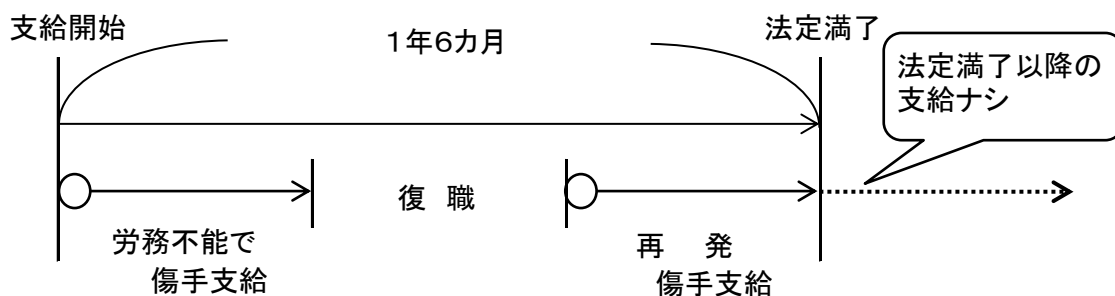
これまでは、同一傷病について支給開始から1年6か月で法定満了となっていました。法改正後は同一傷病につき、支給開始から「通算して1年6か月間」へ変更となります。

考え方としては、支給が開始されて1年6か月分(約548日間※)の支給を受ける期間が確定すると、その日数分は支給を受ける権利を得ることとなります。
(※支給開始後の月の日数で、人によって誤差が生じます)

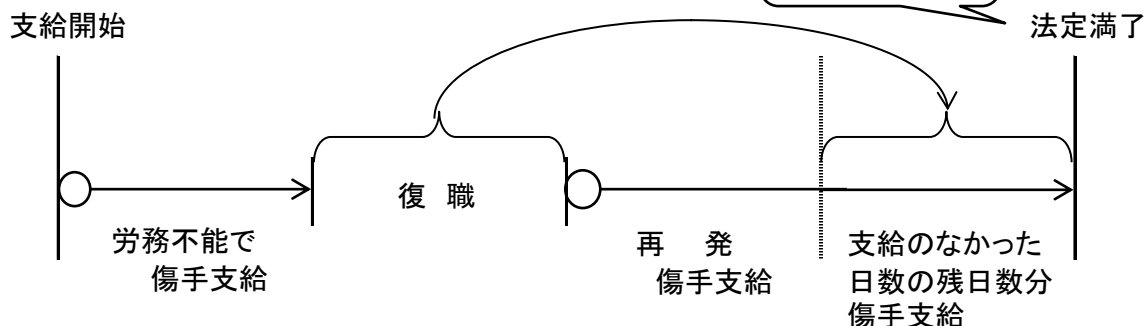
今までは、傷手の支給を受け始めて、一旦復帰した後に再発した場合、支給開始から1年6か月後以降は支給を受けられませんでした。今後は復帰していた無支給であった期間の日数を当初の期限に追加して、法定満了日があと倒しされます。

支給期間の考え方

【これまでの支給期間】



【令和4年1月1日以降、改定後の支給期間】



なお、この改正の対象となるのは1年6か月の支給期間に令和4年1月1日を含む人も該当するため、令和2年7月2日から既に支給が開始されている現在支給を受けている方も対象となります。